

木造住宅耐震改修工事補助金の交付申請の流れ

1 交付の申請

「補助金等交付申請書」、「建築物等耐震化事業計画書（住宅耐震改修工事）」に次の書類を添えて、都市計画課へ提出してください。

<添付書類>

- ① 住宅の建築年次、所有者が確認できる書類の写し（建築確認通知書、登記済証書、固定資産税課税明細書など）
- ② 耐震診断結果報告書の写し(診断者の記名、押印のあるもの)
- ③ 改修設計者、工事監理者の岐阜県木造住宅耐震相談士登録証の写し
- ④ 改修工事費内訳書の写し
 - ・一式計上ではなく、工事箇所ごとに記載するなど詳細が分かるようにしてください。
 - ・「工事費内訳書の写し」に代えて「工事費見積書の写し」を添付する場合は、その表紙に相談士の記名・押印をしてください。

(改修設計・工事監理費についても、補助対象経費に含めることができます。)
- ⑤ 耐震改修工事の内容がわかる図面
 - ・改修前後の平面図
 - ・改修内容の構造詳細図（改修工事内容ごとに作成してください。）
 - ・(金物補強をする場合) 金物のパンフレットの写し
- ⑥ 改修工事後の建物評点を確認できる計算書
- ⑦ (改修後の評点が0.7以上～1.0未満の場合) 家具の転倒防止対策に関する実施計画書（任意様式）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類
 - ・(特段の理由により所有者が申請をできない場合) 所有者からの委任状（任意様式）
 - ・(年度後半の申請の場合) 工程表

2 決定の通知

1の内容が適正である場合は、「補助金等交付決定通知書」を市から申請者に送付します。

決定通知書を受領した後に、改修計画を変更する場合や改修工事を中止する場合は、「補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書」に変更内容が確認できる書類（変更の場合）を添えて、都市計画課へ提出してください。

3 耐震改修工事の契約

耐震改修工事施工者と契約を行ってください。

なお、契約は2決定通知書を受領後に行ってください。

4 耐震改修工事实施

5 中間検査 ※複数回実施

中間検査を実施しますので、工事着手後に都市計画課までご連絡ください。
(金物、筋違、構造用合板等が申請図面の通りに施工されているかを確認します。)

6 耐震改修工事費の支払い

工事完了後、耐震改修工事施工者に工事費をお支払いください。
その際、領収書を受領してください。

7 実績報告

「補助事業等実績報告書」(様式中の「指令年月日」、「補助指定番号」は、2 決定通知書を見て記入してください。)、**「建築物等耐震化事業実績書(住宅耐震改修工事)」**に次の書類を添えて、都市計画課へ提出してください。

なお、年度後半の申込みの場合は、2月下旬までに提出してください。

<添付書類>

① 工事請負契約書の写し

- ・改修工事の着手日及び契約日が2 決定通知書の交付日以降であること。
- ・請負者及び契約金額が、1 ④の内容と同じであること(契約金額がリフォーム工事費等も含んだ総額である場合は、内訳として改修工事費の記載があること)。

② 改修設計、工事監理契約書の写し

③ 領収書の写し

- ・発行者及び領収金額が、1 ④の内容と同じであること(領収金額がリフォーム工事費等も含んだ総額である場合は、内訳として改修工事費の記載があること)。

④ 工事写真

- ・着工前の全景と着工後の全景
- ・すべての改修箇所ごとに、着工前、施工中、完了状況が確認できるもの
- ・番号を記載するなどして、図面と突合できるようにしてください。
- ・劣化改善を行った場合は、それが確認できる写真

8 補助金額の確定

7 の内容が適正である場合は、「補助金等確定通知書」を市から申請者に送付します。

9 請求書の提出

「補助金等交付請求書」を都市計画課へ提出してください。

10 補助金の交付

申請者の指定口座へ市から補助金を振込みます。
振込みまでに日数を要する場合がありますので、ご承知おきください。

<お問合せ先>

美濃加茂市 都市計画課 住宅政策係 (分庁舎3階)

TEL 0574-25-2111 (内線259)